

一般研究・共同研究

東本願寺中国布教史の基礎的研究

木場 明志
桂華 淳祥

目次

- 序
第一章 明治前半期における東本願寺の中国布教
第二章 史料蒐集過程からの一・二の報告

序

明治六年七月、東本願寺派僧小栗栖香頂は中国（当時清）に渡り布教着手を試みた。翌年病気のため帰国した小栗栖は、中国での知見に基づいて準備を整え、同九年七月に谷了然ら五名と共に再び渡航し、八月には上海に東本願寺別院（上海別院）を開設し、東本願寺の本格的中国布教はここにはじまる。明治四十年刊行の『小栗栖香頂略伝』は、一度目の渡航を開教準備、二度目を開教着手としており、以来そのようにいわれてきた。また上海別院開設後、同十四年八月の北京別院開設とその出張所としての上海別院の格下げ、同十六年九月の中国布教中止、同十八年十一月の

上海別院の名称復活と続くことは知られるものの、その変転の要因は本山東本願寺側の宗政事情によるとのみ語られ、その内容は全くといってよいくらい解明されてきていない。今般の研究においては、それら明治六年当初からの経緯を、単に東本願寺の問題というのではなく、したがって、「中国開教」とせず「中国布教」とみることを基本に、近代日本史および日中交渉史の問題として考察してみようとした。

東本願寺中国布教史を明治期において検討する場合、先述の明治前半期と、明治二十八年の日清戦争戦勝を境とした明治後半期との二期に分けられる。後半期においては、戦勝の余勢をかって仏教各派が布教に乗り出し、仏教布教権の獲得を軸とした中で挫折を繰り返し、結局は在留日本人への宗教活動を中心とすることに甘んじていくのであるが、その道程において中国の民衆からは、日本仏教は中国内における外国による権益の一つとみられていたようで、それへの結合は利または不利との判断によってなされていたと思われる。したがって信仰としての結合ではなく、商業的権益その他の功利的側面に支配されていたとみられる。それらの詳細や帝国主義との直接関連については、まだまだ検討事項が多いので本報告には間に合わなかった。そのため、史料蒐集過程における一・二の事項を後段に若干示しておくこととした。すなわち、明治二十八年一月に浅草本願寺において日清戦争清国捕虜に対してなされた中国語説教の講録に関する事項、同三十一年に台湾布教の途次福建に滞在した東本願寺連枝能浄院（大谷瑩誠）の布教に関する報告書の件、上海別院の地図上の地点とその現況、について点描的に紹介するにとどめている。

総じて、中国布教史研究の史料は初期において極めて少なく、あとになるほど増加する。したがって今回の報告は、初期に関して新視点を導入して概説することに中心を置き、その後のことについては、史料の蒐集継続のなから、さらに幾多の検討を加えていく必要があることを指摘するだけとしておきたい。日本史的視点と東洋史的視点とを加

味した総合研究を目指しての、基礎的研究の一端となることを期するものである。

第一章 明治前半期における東本願寺の中国布教

はじめに

明治前半期における東本願寺の中国布教史について、近代日本史および日中交渉史の問題としてその経緯を追ってみようと思う。このテーマそのものは、かつて本学において「真宗総合研究 近代における真宗の展開」との研究プロジェクトの中で「内外開教問題」としてとりあげられ、研究会報告が真宗総合研究所『研究所報』三号（昭和五十七年三月二十日刊）に収載されているところである。今回の研究はそれをふまえながらも、あらかじめ関係史料を一から蒐集し、基礎的などころから問い直してみようとの試みである。昭和十二年刊行の『東本願寺上海開教六十年史』に見られる開教史観ともいべき狭義の真宗史・東本願寺史の域を出ることを第一の課題とし、また人物史観ともいべき、初期中国布教を実行した小栗栖香頂の壮気と、それを支えた東本願寺寺務所長石川舜台の気宇に帰することからの脱却を第二の課題とする。したがって、史料蒐集を通して、具体的経緯の中から東本願寺中国布教の思想的歴史的背景を、歴史社会の波のうねりとしてとらえることに目的をおいている。日中仏教交流史の上からは、中国における仏典復刻事業を志した中国人楊文会（字は仁山）と、それに対して協力を惜しまなかった日本の南条文雄の長期に亘る知友関係はこの時期にはじまっており、その実績は高く評価されなければならない。しかしながら、布教史を

みていく場合、真宗教理そのものを中国の地に拡めていこうとした東本願寺の意図は、中国仏教が日本に渡って変容を遂げ続けた結果としての余りの変貌ぶりのために、教旨がなかなか中国人に理解されにくかったことも手伝って、早々に挫折したように思える。なおいえば、そうした教理的事情にもまして、国家と教団との政治的結合事情の方が歴史を規定することにおいて優越していたといえるのである。その意味で中心視点を日中交流史というよりも日中交渉史におくところである。

一 中国布教への着手

明治六年七月、東本願寺派僧小栗栖香頂は中国上海へ渡航上陸し、八月には北京に入った。それを追って本山東本願寺から九月二十日付で

三等学師

妙正寺住職 小栗栖香頂

支那国弘教係

同 名

との任命が発されており、東本願寺が小栗栖に中国布教を託していることが知られる。小栗栖は北京龍泉寺において中国人僧本然を師として現地語を学ぶと共に、宗教事情の視察を行い、教団仏教が衰退して居士仏教となっていた中で、ラマ教を当時の中国仏教の代表的存在と解し、特に五台山雍和宮のラマ教僧トンカルフトクトと親交を結んだ。小栗栖自身の中国渡航の目的を示すものとして、明治七年の正月（中国暦では同治十二年十一月十三日）を異境の地に迎えての、釈迦仏に対して加護を乞うた表白文がある^⑧。

仏子香頂頓首々々。敬白我仏世尊。曰。香頂本年四十五歳。未_レ能_レ奏_レ護法之寸功。伏乞仏世尊。加以冥力_二使_三香頂竭_レ於_レ仏法。香頂七歳已来至_二本年本日。莫_レ不_レ以_レ護法_二為_レ意。方今耶蘇教闖_二入_レ日本。有力者不_レ能_レ防_レ之。加_レ之。排仏之徒以_二一新_レ為_レ機。欲_レ斃_レ我_レ仏法也。香頂悲泣不_レ能_レ自勝。昨年七月。坐_レ火船_二到_レ上海。九月入_二北京。觀_レ支那之_レ仏教。委微不_レ振。不_レ奮不_レ力學。亦不_レ能_レ布教。想法滅之時至矣。香頂之憂日增_二一日。然香頂之赤心。感動支那僧。則或有_二奮發興起_レ焉。仏法興_二於_レ天竺。至_二支那日本。方今印度先衰。支那次_レ之。日本尚有_レ可_レ取焉。香頂欲_レ企_二三國同盟之事。日本支那印度一心協力。何事不_レ成。香頂先說_二支那僧。支那僧聽而奮發。則同盟之緒開矣。唯憑_二仏世界之加被力_レ耳。香頂昨年九月至_二北京。日唯唯仔々汲々於_レ語學。而未_レ遑_レ竭_二力於_レ同盟之事也。使_二香頂粗通_二言語。而志願滿足之秋也。(下略)

強い護法精神を基底に、幕末期開国以来のキリスト教侵入によって日本仏教が衰退していく状況に活路を見出すべく渡航してみるところ、中国仏教もまた衰微していたといい、インド・中国・日本と伝わった仏教がまだしも日本にのみ生きているので、日本主導の三國仏教同盟を提唱したいという。そして、まず日本と中国の僧が手を組んで立ち上ることを説く必要がある、先年は語学修得に汲々としてきたがようやく言語も通ずるようになってきて嬉しく思う、との内容である。明治六年八月に初めて北京に入り、龍泉寺にあてて入門留学と語学教師の斡旋を依頼した際の来航意図を述べた中での、

方今西洋耶蘇教之波及_二日本。大天主堂巍_二然於各処。然邦僧慟劣。不_レ能_レ抗_レ之。香頂万里踏_レ海而来。欲_レ訪_二大師_二聞_二護法之策_上耳。

と、対キリスト防禦策を中国仏教に学びたいだけの目的としているのとは趣きが違ってきていよう。入門を乞うため

の偽装ともいえるが、渡航した明治六年は、二月二十四日に旧幕府から継続してきていたキリシタン禁止の高札が、直接の外圧と不平等条約改正交渉への妨げとなってきた経緯とによって取り除かれ、形式上キリシタン黙認となった時期である。^④

政府は前年の明治五年三月十四日に教部省の設置を行い、維新以来の神道単独による神道国教化策を止め、仏教を加えての神仏合同布教による国民教化体制を敷いている。東本願寺は、慶応四年八月九日に学寮に別置して設立した護法場において極めて積極的に護法の立場によるキリスト教研究を進め、キリスト教流入による仏教衰退を防ぐだけでなく、庶民への排耶精神の注入などを通じて明治新国家に適合する庶民育成に力を貸し、それによって仏教の国益であることを国家に承認させて立場の回復を図ろうと行動してきた。^⑤もとをたどれば西本願寺派長州出身の勤王僧月の『仏法護国論』にみえる思想などの具現化であるが、この排耶・護法・護国の一致による仏教国益論は、国家の対キリスト教強硬政策の、外圧による順次の後退および神道側からの要請と合致して、教部省設置の最大の背景となっていた。^⑥そして明治五年十一月二十四日には大教院が設立され、同六年一月八日に開院式がなされた。これによって仏教者教導職による活動が公認されることとなったのである。とはいえ教部省大教院体制というのは、神道主義者たちが、維新当初に神道国教化策をとって仏教を排し、神道による氏子組織を介しての国民教化を狙って実効をあげることができず、そこに家の宗教としての伝統をもつ檀家制を通じて培った仏教の教化力を借りることによってその意を遂げようと転換を図った所産であり、神道主義者による神道主導の宗教者動員体制であった。明治四年十月に日本を離れた岩倉具視・伊藤博文・大久保利通らによる、不平等条約改正交渉のための欧米使節団派遣一行の留守中に、手紙などでの相談もなく教部省設置は行われた。^⑦欧米との交渉により、キリスト教解禁を信教自由の形で進める必要

性を、使節団から日本留守政府に向って示唆している最中のことである。教部省は宗教省にはかならず、その新設はキリスト教禁止策の強化を意味する逆行性を含んでいた。神仏合同布教をもって敬神思想を国民に浸透させ、天皇中心の国体強化を目指すということは、とりもなおさず、国体破壊につながるキリスト教侵透による共和政治論の台頭をおさえることと同義となったのである。

こうした時点において起こされた行動が東本願寺の中国布教着手であり、小栗栖香頂の渡航であった。したがって仏教者の役割りとしてのキリスト教防禦の思想が色濃く出ているのである。すなわち、三国仏教同盟は、日本の波打ち際でとどめきれなくなってきたキリスト教侵入を、アジア仏教国家の同盟によって防ごうとする考えといえよう。そしてその主導権は日本仏教、中にも真宗東本願寺派がとるべきだということになる。

二 中国布教の外交的背景

仏教の護法論から対キリスト教邪教視は充分理解できるが、何故中国へ布教に出るのが更に問題とされねばならない。

明治新政府は幕末期以来の開国政策を引き継いで対欧米の条約締結に続き、明治四年七月二十九日には日清修好条規に調印する。清から台湾問題と日鮮修好問題とへの不干渉をとりつけての国内における批准が同六年四月であり、こうした室町時代以来の国交開始の状況を受けての小栗栖による七月渡航であった。^⑧ 清は、一八四二年の南京条約によるアヘン戦争終結以来、一八六〇年の英仏連合軍北京侵攻による北京条約締結、一八六四年の太平天国滅亡を経過

してヨーロッパ列強の侵蝕甚しく、このまま清が減んだ場合の日本への直接的脅威は日本政府も熟知するところであった。そのため、明治三年三月五日付の、江藤新平による、アジアの争地である清への侵攻に参加してこれを獲得することがアジアの形勢を制圧することであるとした、岩倉具視にあてた意見書は、西郷隆盛によって明治五年に採りあげられ、実際に外務省から軍事的視察のための要員が同年八月に清に送られ、翌六年八月に帰国している。この江藤による対外策意見書の中には日本のとるべき上策として十項を挙げているが、うち五項は仏教関係のことからである。

(四)「支那は、其人民百分の二は儒及耶蘇天主等の宗門を奉ずと雖ども、其他は仏法を奉ず。我人民と宗門同じ。故に自今仏法弘め或は修行等に僧徒を遣し置き、他日民心を安んじ或は間者を遣す等、軍略を施すの種とすべし。」

(五)仏教各派に対し、僧侶の中国派遣を奨励する。

(六)「門徒其外の僧徒の内、人選を以て、間者として支那へ可_レ差遣_一事」

(七)「支那の地理其他取調の隱密、人選を以て数人可_レ被_レ遣。是は右僧徒に混する歟、又は別段にても都合に可_レ依_レ歟。」

(八)「右間者を遣し其事情を得ることも、五年許の内に在るべし。」

直接に関係するのは(四)(五)(六)の三項ともいえようが、その国家的見地からの仏教利用の意図は明らかであろう。

東西本願寺は維新期に、防邪の対策をたてるためのキリスト教理論研究を目指して長崎へ人材を送っているが、明治元年八月から明治二年末まで派遣されて「邪書研究」に携った東本願寺の千巖、慈影、猶竜らの活動は、熱心な求

道者を装って受洗して信者にまぎれこみ、また変名した俗名を使うなど、その東本願寺への報告をみても、キリスト教の教義内容を知るための情報蒐集そのものであって、まず敵を知るための諜報活動であった。^⑩露見しそうになり身に危険が及んで活動を中止した事実も認められ、そこまでしての成果は相当の量と内容を含むものであった。このため、神道側の立場にのみ立って、はじめ仏教国益論を採用しなかった明治政府も、明治四年七月の司法省設置による異宗搜索課者の任命には、採用の十二名中の三名を東西本願寺僧から採っている。^⑪それによって今日、明治四一六年のキリスト教宣教師の動向の記録を残しているところである。

何も明治初期の真宗に課者としての意味を見ようというのではなく、旧幕時代に国教的立場を保ってきた仏教者による、危機感を礎とする実践的護法活動としての一面的事実が看取せられるということであって、当時ことに強調せられた王法為本、そして真俗二諦論の実践の一つと見ることできよう。

ともあれ、国家側の仏教への期待は明治三年には認められ、それが明治五年の教部省設置による神仏合同布教の開始、すなわち仏教の参加と、岩倉欧米使節団派遣による留守政府を預った参議西郷隆盛の台頭によって、具現化が図られようとする情勢となったのである。左院副議長だった江藤新平は教部省発足で同省御用掛に転じ、まもなく四月二十五日には司法卿となっている。替って教部省御用掛となった伊地知正治は、

神仏二教共ニコレ本朝ノ国教ナリ。宣シク従来ノ感情ヲ脱シ。神仏ノ名ヲ忘レ。一致外教ニ当リ。一民モ彼教ニ入ラシメザルハ勿論。我が国教ヲ海外迄推出スコソ本意ナレ。コレ教部開省ノ朝旨ナリ。

と説いたという。^⑫ここにいう海外が朝鮮・中国を指すことは、征韓論の系譜からみて疑いのないところである。すなわち、国学と後期水戸学とによる反徳川の感情が、その延長にある親豊臣の想いも手伝って、幕末以来の政治情勢の

中で征韓論を勃興させたのであり、それは吉田松陰による、^④

国力を養い、取り易き朝鮮、満州、支那を切りしたがえ、交易にて魯墨（ロシア・アメリカ）に失うところは、また土地にて鮮満にて償うべし

との、欧米による失益をアジア侵略によって回復し、欧米に対抗できる日本の将来を築こうとすることによって具体的に示された。^⑤ 松陰の考えは、当然ながら弟子であり明治政府の中核となった伊藤博文・井上馨・山県有朋らに引き継がれていった。これに対して幕府側の勝海舟は、征韓・征清を論ぜず、東アジアの連帯論を展開したとされるが、東本願寺が維新以前は旧幕側であったことを思えば、小栗栖による三国仏教同盟論は思想的にはここに通じ、必ずしも侵略的とはいえない面も指摘できるかもしれない。しかしながら現今からすれば、軍事力を背景とする連帯論などあるはずないとの見解で一致するところであろう。

江戸幕府が將軍を実質的な外交主権者とし、鎖国Ⅱ貿易独占体制を前提に、通信国として朝鮮・琉球と、通商国としての中国・オランダを置く関係は、江戸幕府の外交の基本的構図であったが、これに対して天皇中心主義を根底とする政権の誕生は、キリスト教禁止のもとに欧米を含む全方位外交を展開しながら、中国とは少なくとも対等関係以上を保ち、朝鮮以下のアジア諸国には優越する関係を作ろうとする性格を濃厚にもつものであった。これは系譜的には、豊臣秀吉によって示された、空想的で実現はしなかったものの最終意図であった日本・朝鮮・中国にまたがる政権構想（三国国割計画）に通ずるものであろう。^⑥ すなわち、朝鮮出兵を始めた天正二十年五月十八日に、秀吉より閔白秀次に送られた二十五ヶ条の覚書などによれば、後陽成天皇を中国の都である北京に移し、閔白として秀次を送り、朝鮮には羽柴秀勝か宇喜田秀家を置く。日本の帝位は親王の一人を選んで継がせ、秀吉は寧波府に住んで交通の要衝

をおさえ、諸大名を半島と大陸に転封し、大名はインドへも進んで侵攻して東南アジア諸国にまたがる大帝國を築く、というものであった。文祿・慶長の役の眞の目的が示されているところであるが、神國思想に端を発する天皇中心主義はそのまま日本中心主義となり、果てはアジア侵略思想に帰結することが、すでにこの時点で露呈されていることに注目せねばならない。秀吉においては、日本軍事力の弱体と中国冊封体制の堅持力とのために、朝鮮征伐すらも部分的にししか実現されなかったが、再びこのようなことを可能とする政治的地盤や國際情勢が準備されれば、いつでも実行に移される内在性を日本が孕んでいたことが理解されようかと思ふ。

さて、先に江藤新平・西郷隆盛・伊地知正治の名を挙げたが、江藤は肥前佐賀藩出身、西郷・伊地知は薩摩藩出身であり、共に西南諸藩を出自とするいわゆる薩摩系官人である。岩倉具視らの欧米視察中の明治四年十月から同六年九月は西郷を中心とする征韓派の勢力伸長期であったが、岩倉一行の帰国によって征韓論は破れ、江藤・西郷は下野する。すなわち留守政府によって置かれた教部省と征韓派の伸長とを背景として、東本願寺の中国布教着手が行われたものと指摘できる。西本願寺は明治五年十月に連枝沢融・島地黙雷らを欧州に送り、岩倉一行に同行させて宗教事情を視察し、同六年七月に帰国して政教分離に基づく大教院分離・信教自由獲得運動を本格的に展開していく。東本願寺は明治五年九月に法嗣現如（大谷光瑩）が石川舜台・松本白華らと欧州へ渡り、島地黙雷と交わって同六年七月二十九日に帰国する。七月十七日の小栗栖の中国渡航はその直前のことであり、西本願寺が旧幕時代から勤王派であつて、共に長州藩出身である木戸孝允・島地黙雷の關係を軸にしているのに対し、東本願寺は島地を介して追隨する形式が多い。そうした中で、東本願寺がこの時期に進んで独自に企図した施策としてこの中国布教は位置づけられよう。征韓派を破つた内地優先派の代表的人物が木戸孝允であり、西本願寺が中国布教に乗り出していい事実が東

西本願寺の立場の違いを如実に示している。こうした背景を考えるならば、明治六年七月に中国に入った小栗栖が、病気になったとはいえ翌七年七月に代理も送らずに帰国したことも頷けることである。従来、単に開教準備のための渡航とされているが、中国への入国意図にはそれだけにとどまらない教団と国家からの期待があったことが指摘されるよう。同六年十月に征韓論は破れたものの、それは単に時期尚早ということであって、征韓思想は明治政府の基調として引き継がれていったことはいうまでもない。

三 明治九年中国布教開始の経緯

小栗栖香頂は明治七年八月に一旦中国から帰るが、中国仏教事情の実際の知見に基づいて本格的な布教を志すこととなった。すなわち同九年五月に至り、雍和宮において交流を結んだラマ教について『喇嘛教沿革』十四巻を著す。ラマ仏教が仏教国同盟の提携相手であると観たからに他ならない。「喇嘛ハ古ノ密教ニテ」との日本の真言宗一派であるかの理解に立っており、同時に著した『真言宗大意』一卷に、「喇嘛ニ交結シ我皇風ヲ仰シメハ、報国ノ功大師入唐ノ右ニ出デン」とあるように、提携を通して中国仏教の日本仏教化を狙うものであった。さらに小栗栖にあっては、日本仏教化は真宗化と帰結され、先の中国渡航中に培った語学力を駆使しての、中国語漢文による中国人向け布教用冊子『真宗教旨』一卷の執筆がなされた^⑬。

こうして明治九年七月の谷了然ら五名との二度目の中国入りを迎えるのであるが、東本願寺としての意図を寺務所長の職にあって支援した石川舜台が回顧してこう述べている^⑭。

わしらの洋行から帰ったのが明治六年ぢや。帰っては来たがそれに大変世話になった三条実美・江藤新平の諸卿は、内閣の騒動で退いて仕舞った。そこで江藤の代りに大久保利通に話し込んで、これから先は、日本ばかりにゐると外教が入るばかりぢや、それでこれは攻むるを以て防禦とせねばならぬ。その手初めは隣国露西亜からする。露西亜が一番いいかん。……喇嘛教を聯合して露西亜へ布教に出かけるといふ考えぢや。あの北京に雍和宮がある。……そこへ活仏の副のような大喇嘛が駐在して居たんぢや。それは清国の朝廷にも大変勢力のあるものぢやったから、それも目当てに行つたのが小栗栖と谷了然だ。小栗栖は真言密教に詳しいやつで、随分大きい事を考へてゐた。さうしたら大変具合がよくいった。

明治六年十月の征韓論敗退による江藤新平らの下野の政変を機に、石川が欧州で結んだ西本願寺島地黙雷との交友関係を利用して、大久保利通・木戸孝允らに近づいていったことがみえている。石川は欧州視察経験によつて、政教分離・信教自由が唱えられるべき状況下では、キリスト教禁止が日本本土レベルでは所詮無理なことを察知して方策を立て直していったであらう。ここでは北方領土をめぐる政治状況を背景とした、国家と連携しての対ロシア牽制が当面の目的とされ、小栗栖の三国仏教同盟をそのまま認しているわけでもない。ロシアの南下をおさえるための樺太・千島交換条約調印は明治八年五月であつた。

また明治六年当時との政治的宗教的状态の変化は、政教分離を基調とする大教院分離運動においてもっとも顕著であり、明治七年五月の西本願寺島地黙雷の建白書を境に同八年二月には真宗四派の大教院分離がなり、五月三日には大教院そのものも解散されてしまった。十一月二十七日には信教の自由を後日認めるであろうとする趣旨の口達も出され、東西本願寺の同一歩調を基軸とする真宗の攻勢が政治的にも実を結びはじめたのであつた。教部省大教院体制

は神道一辺倒から仏教参加公認への道を開くものではあったが、神道主導であることと、仏教による自由布教の可能な体制であった。明治六年の中国布教着手には、そうした国内での不自由な閉塞状態を海外において補う意味もあったと思うが、政治上の国内的閉塞打開を海外進出によってなそうとした征韓派台頭の論調と軌を一にして東本願寺がなした行動であると理解されることは既述の通りである。

大教院解散によって状況は大きく変化する。すなわち、単なる布教参画でなく、仏教各派による独自布教の公認が獲得されたのであり、この状況下では仏教界が、なかにもどの仏教宗派が抽ん出て国家のために活躍できるかが競われることとなる。したがって、小栗栖らの日本出航に先立つ明治九年七月三日、東本願寺法主嚴如（大谷光勝）が渡航者を招換して直に意のあるところを述べ壯途を励している大略に、⁸⁾

今般弘教之為支那国ニ出張セシムルコトハ、未曾有ノ大事業ニシテ、殊ニ諸宗ニ先チ吾真宗ニ於テ海外布教ノ着手ニ及コト実ニ一宗ノ面目コレニ過キス。……若露敗ヲトルニ至テハ、タ、ニ一宗ノ大患ノミナラス、併セテ国家ノ大患ヲ生スルコトナレハ、……奮迅勉勵、以余カ本懐ヲ達セシメヨ。

とあることにも看取できよう。諸宗に先んずる面目ある行為であることと、失敗は一宗の問題ではなく国家のためによからぬことの強調は、決してただの修辭ではない。「国家ノ大患ヲ生スル」との認識は、国家的意味が籠められていることを示し、その内容は当時の外交関係から読みとれる。

すなわち明治六年十月に、不平士族をなだめることを目的とした西郷隆盛らの征韓論は破れたものの、いずれは征韓に向かわねばならぬことは政府の基本思潮であったから、この問題はまず同七年五月の台湾出兵事件としてあらわれ、琉球の日本帰属を清に承認させると共に、台湾南部を植民地化しようとの行動となった。さらには清の朝鮮に対

する冊封關係を打ち破ることを目指し、同八年九月の江華島事件を機会に、日本がアメリカに開国を迫られたと同じ軍事的方法で鎖国していた朝鮮に開国を強要し、同九年二月に日本優位の日鮮修好条規に調印させる。ここに大陸進出の足がかりが確立したことはいうまでもない。同七月に東本願寺が中国布教の本格着手に入ることの意味も自ら判然としようし、もしこれに失敗するならば「国家ノ大患ヲ生スル」との意識も理由のないことでない。国権伸長のための先鋒として、あるいは国家の別動隊として国家に奉仕することによって国家的に重要位置を獲得し、仏教界を主導して仏教の国教化を回復しようとの深謀遠慮があつたからであり、不成功が国家の大患に通ずることは王法為本・真俗二諦論の帰結であつたとせねばならない。朝鮮布教の開始は同十年九月であり、外交情勢を受けての行動であつて、しかも中国布教と連動していることは誰の眼にも明らかであろう。初期朝鮮布教においては小栗栖の『真宗教旨』が同様にテキストとして使用されている。

四 上海別院創立による布教の開始

明治九年七月七日、真宗東本願寺派僧侶小栗栖香頂・谷了然・倉谷哲僧・崖部賢超・日野順証が中国布教を目指して神戸から三菱汽船玄海丸で出航した。遅れて十八日には河崎顕成もまた広島丸で後を追つた。彼らは、本山東本願寺から同年五月二十六日付にて

支那上海出張 教育准大録事 谷 了然

同 三等学師 小栗栖香頂

同

教育用掛

兼三等説教者 河崎顕成

同

教育用掛

倉谷哲僧

を命ぜらせて赴いた四名と、その内の谷了然に率いられた二名（崖部・日野）であった。七月十三日に至り（河崎顕成は同二十日）上海に上陸、現地に進出していた漆器等取扱業の田代屋に身を寄せると共に、在上海日本総領事館の品川領事を頼り、八月十二日にはイギリス租界北京路四百九十九番地に住居を借り受け、真宗東派本山東本願寺別院と門額を掲げて布教活動の根拠となす準備を整え、谷了然を別院初代輪番として同月二十日に入仏供養を行ったのであった。^④ 小栗栖らによる上海別院開設は東本願寺法主の意向を汲んでの行動であり、入仏式報告書には、その冒頭に

仏祖の冥祐と宗主の熱心により本院修理落成し、開院供養会を修し已わり

と宗主嚴如の単なる意向を越えた海外布教への熱意に応えたことが語られている。八月二十日入仏式の日本側参詣者は品川領事及び属官一同、福原陸軍大佐、古川中尉、町田海軍大主計、曾根海軍中尉とその他属官数名、民間人では現地に会社を開く広業社、三菱会社、内外用達会社、上海客店などの代表とその家族であった。中国側からは龍華寺住持僧空山が十八名の僧を率いて出席し、中国人一般参詣者も含めて「千人に下らず」の盛況であつて大感激し、龍華寺僧には小栗栖香頂の著になる中国語による布教用冊子『真宗教旨』一冊ずつが、一般中国人には同じく中国語による紙面「真宗説教」一枚宛が供物の饅頭と共に配布された。

当面、説教定例日を中国曆によって毎月四日、十五日、二十八日とし、門前に掲示すると共に在上海総領事館を通

じて在留日本人への通達を依頼し、領事館名で

(前略) 有志の者は参詣可致、各心得之為順達致候。依て一時渡航寄宿人其他各店出入致候者もあらば、夫々の報が流されたのであった。⁵⁰

通知可致候事

また本来目的とする中国人への布教については、入仏式の翌々日が早速定例説教日となったが、六間×八間の広さの仏殿における二時からの開始に対して、「午後一時頃より清国人参詣堂に溢る。時刻に至りて弥群参⁵¹」するこれまた盛況の中、小栗栖香頂による中国語説教が試みられ、入仏式当日以来の念仏唱和の指導も行われた。その状況は

一昨日より参詣する者に念仏を教へ候処、未だ真宗の何物たるを知る者は無⁵²之候得共、今日至ては参詣の者、半ば念仏を称るに至る。実に仏祖の高徳感戴の至口堪えず。真宗の弘教の機縁熟せりと感佩仕候。

と報告されており、形ばかりにも受け容れられたことに自信を深めるとともに、早く中国語に別院勤務僧の全員が通じて中国語説教ができるように、当面任釣溪という人を雇い入れ、真宗教旨の翻訳説教を委ねると同時に、語学教師として日本人僧への教育を担当してもらうこととなった。この語学教育は上海着三日後の七月十九日からすでに仮日課表にもとづいて領事館内で実行されており、別院開設によって別院内併置ということになる。これがのちの十月十八日付にて本山から追認⁵³される江蘇教校となる。生徒として派遣されたのは六名の内の若い崖辺・日野の二名であったが、まもなく布教の人材養成のための留学生として、白尾義天・遠藤秀言・浄川香雲・栗山覚・瀧湖靈鳳・清原公成という十六才から二十才の青年僧が送りこまれている。⁵⁴ これら生徒に対しては試験が課され、中国語修得語数およびそれによる模擬説教が十月段階で十日ごとになされている。生徒の内からは、江蘇教校舎長となった日野順証が先

ず中国語説教に立てるようになり、十一月七日には続いて白尾義天・遠藤秀言もまた許されるに至っている^⑤。この間中国人一般参詣者には、説教後に念珠と饅頭を与えるのが通例であつたらしい。

一方、本山東本願寺においては上海別院が無事開院にこぎつけたことを慶事として披露し、九月十三日にはあらためて法主厳如による支那布教旨意についての直諭がなされ、その席で次の施策としての法主を先頭とする別院新築費寄附活動が開始提唱されている。これには当然一般門徒からの呼応が続き、早くも同月二十三日には用材の一部が船で上海へ到着した^⑥。ここにも熱の入れようの程が窺われよう。翌十年一月六日付で再び谷了然が上海別院輪番に任せられ、五日十六日付下附の法主による別院創立御消息を帯して六月一日に着任したが、その消息で注目されることは海外に航遊スルモノ公務私営オノコトナリトイヘトモ、父母ヲ天ノ一方ニ望ミ妻子ヲ長夜ノ夢裡ニオモフ。况ヤ疾病災厄ニカ、リ憂悶悲痛シテ涙ヲ孤灯ノ下ニ注クハ、マヌカレサルアリサマナリ。然レトモヒトタヒ弥陀ノ本願ニ帰シテ、他力眞実ノ信心ヲ決得セシ身ノウヘニオヒテハ、イカナル死ノ縁ニアヒヌルトモ、後生ニハ俱会一処ノタノシミヲエンモノト、サノミ深クナケクヘキニアラスヤ。

として、公私の目的のために上海に渡っている日本人に精神的拠りどころを提供することに布教の要旨の一つがあることが明確に看取される。法主の権威の何たるかを知らず、またいまだ眞宗教旨の理解も覺つかない中国人に対して直接語られたという性質のものでないことは、それに続く

又支那国ハタ、ニ仏法相応ノ地ナルノミアラス、唐ノ善導大師専ラ弥陀ノ本願ニヨリテ、眞宗ヲ興行シ玉ヒシコト、ヒトミナシルトコロナレハ、支那ノ人民ニハ最モ有縁ノ要法ナレハ、相ス、メテ本願ニ帰セシメ、同朋同行ノ交リラムスフニオイテハ、ヒト、シテ兄弟ノシタシミニアラサルハナク、所トシテ故郷ノオモヒナラ

サルハナシ。然レハ今後生トモニ安穩ナルコトヲ喜ヒテ、公トナク私トナクオノノ其分ヲツクスヘキモノナリ。

の段を見れば、中国人への布教を進めるための日本人による奮励を説いていることで判るであろう。その後、十代の青年僧十数名を江蘇教校留學生として送り込むなど、同年九月の朝鮮布教の開始とあいまって、その布教の実をあげようとしていったのであった。

ところで、小栗栖香頂は渡航前の明治九年五月に東京に赴いて外務卿寺島宗則に会見して、中国布教計画の報告をして政府の援助を求めている。寺島は計画に賛同しまた強く激励したというが、こうした外務省との連携は上海に入らず領事館を頼っていること、その世話でイギリス租界に居を据えていること、別院入仏式の日本側参詣者が領事と館員、現地赴任中の軍人、そして国権拡張に伴って上海に根をはらうとしている日本人商人、とそれらの家族であつて、中国側官人が全く出席していないことに象徴的である。寺島は外務卿として樺太・千島交換条約、日鮮修好条規を締結した責任者であり、イギリスとは文久三年七月の薩英戦争で捕虜として渡英したことから、親しい関係を築いていた人であつたことが想起されるであろう。

したがって、明治六年段階ではキリスト教防禦線構築を旗印とした、三国仏教同盟をのみ強く自論とした小栗栖香頂があつたが、明治九年再渡航のこの段階では、同年九月十一日に天台山に参詣した折りの智者大師廟前での大志貫徹祈求の表白文^⑤に

- 一 香頂真宗ヲ支那ニ開カント欲ス、伏乞、之ヲ許セ。
- 二 香頂真宗ノ教意ヲ漢文ニテ綴ント欲ス。伏乞、章安ノ如キ文筆ヲ賜ヘ。

- 三 香頂支那語ニ通ジ、支那人ニ布教セント欲ス、伏乞フ之ヲ冥祐セヨ。
- 四 支那帝、支那百官、真宗ノ開教ヲ許サンコトヲ方便セヨ。
- 五 支那各省ニ遍ク真宗ヲ開カシメヨ

(中略)

十三 支那各宗ノ僧侶ヲシテ真宗ニ帰セシメヨ。

十四 支那人民ヲシテ他力安心ヲ得セシメヨ。

十五 支那ニ入りシ西洋教ヲ断滅セシメヨ。

十六 支那ニアル回教等一切邪教ヲ掃除セシメヨ。

已上ノ外、仏法ノ為ニナルコトハ、一切冥祐ヲ加ヘ玉ヘ。香頂長年ニ非ンバ大事業ヲ成シ得ザルナリ。伏乞一切ノ病ヲ癒ヘシメテ、大ニ支那弘教ノ力ヲ振ハシメヨ。

とあるように、对中国への意識が護法策を学ぶとか単に提携同盟を図るとかでなく、中国の真宗化を考えるようになっていた。後に最大課題となる清朝政府に対する布教権獲得の要求も第五項に見えており、これらの項目は中国への外交的侵攻・経済的侵攻と並んで精神的侵攻をも企てたものであり、今日から見ればいわゆる皇民化思想以外の何もでもない。小栗栖の意図は護法的使命感による弘教拡張であり、東本願寺の意図は自己目的完遂のための国家接近であり、日本国家の意図は仏教界をも駆使しての大陸侵略にあった。これらの意図が中国布教の形で一致したのが明治九年の上海別院創設であつたといえよう。

五 布教開始以後、明治前半期の経緯

中国布教は東本願寺によって、中国人の真宗門徒化を第一義とし、居留日本人の精神的要求や葬祭法事執行の現実的要請に応えることを第二義として開始された。小栗栖自身は再びの病氣悪化によって明治十年一月十六日に帰国したが、同年九月には上海別院輪番谷了然が「支那国布教主務」に命ぜられ、十月に北京に移って十一月一日には法源寺内の一院を借用して直隸教校を開いた。清朝政府の足もとである首都北京での布教に足掛りを築いたのである。しかし中国人の真宗門徒化は一方的な目標であつただけに進行せず、東本願寺の財政事情なども手伝って、同十一年一月に直隸教校を廃止する。そして同十四年八月二日付にて、

今般布教の都合により、支那国上海別院を同国北京に設候条、此段相達候事

今般布教の都合により、支那国上海に北京別院出張所を設置候条、此件相達候事

と達され、名ばかりの北京別院が設けられると共に、その出張所という形で上海別院は格下げされた。ここでは、同十六年四月二十九日で満十年の期限が切れると考えられていた日清修好条規に代わる条約の交渉開始を控え、その条約に仏教布教権の公認を盛り込んで貰おうとして、働きかけのしやすい北京に本拠を置くことにしたと解される。すなわち、はじめ東本願寺江蘇教校留学生として上海に渡り、明治十年に谷了然と共に北京直隸教校へ移動していた菊池秀言は、同十二年十一月一日付で「直隸省布教掛」に任ぜられていたが、同十四年六月に一時帰国した際に岩倉具視に謁して布教権獲得の重要性について陳情している。岩倉はその重要性を理解して東本願寺法王巖如に手紙を送り、それによって九月には外務卿井上馨と菊池との会談が行われている。この間の経緯が八月の北京への別院転出であり、上海総領事品川忠道による北京駐在の公使六戸璣への側面工作もあつたのである。しかしながら、日本政府決定では

布教権明文化についての交渉はしないこととなり、中国布教は実績主義でいくより外はなくなりました。^⑧

さらに明治十六年には、九月十二日に上海出張所の本堂庫裡新築が成ったものの、東本願寺寺務当局の内紛のありを受けて、九月十五日付（甲第三十四号）での

今般非常の改革につき、支那国布教を中止し、併て朝鮮国元山津説教場を廢す

との、東本願寺よりの中国布教中止の通達が発されるのである。^⑨この布教中止は同十八年十一月十二日の「支那国布教掛」の復活^⑩によって解除はされるが、日本政府による強力な支援の期待できない情勢へと変化したこの時にあっては、実体のない北京別院を本拠とするわけにいかず、同十一月二十一日付での、

今般詮議之次第有之、去明治十六年甲第三十四号の達を取消し併て上海別院の称号を復す、右稟命告達候事との上海別院名称復活による出直し体制となる。国威發揚の先頭をきり、また国権外交の流れに乗つての中国布教という華々しさはすでになく、

同地の布教は、第一に日本寄留人のために欠くべからざる場合もあり、尚支那人にも問々篤信家もこれあるに依り、同別院の事務に盤を加へ、布教の方法にも多少の改良を施し、愈々之を永遠に維持することに確定せり。とあるように、中国人布教第一主義から在留日本人対象主義へと転化し、既存の別院施設の維持を図るという消極的姿勢になっている。海外布教が開教でなく、国権伸張に伴う海外居留者移民・派遣軍人などを追つての追教であるとの今日的批判^⑪の起点は、この明治十八年の上海別院復活の時期において確認できるといえよう。

このように、中国布教が中国人に対して期待ほどの効果をあげられず、在留邦人対象を第一義とすることとなつていったのには、中国側が、列強の蚕食に加えての、しかも最近まで対等以下とみていた日本の侵蝕を拒否する基本態

度を貫いたことが大きく影響している。またキリスト教の中国への布教方法が、布教権公認を背景とし、しかも学校・病院などの社会事業を進めることを第一義として中国民衆に侵入していったことが付け加えられねばならない。したがって、日本仏教の中国進出は、明治二十八年の日清戦争勝利によって、日本側優位の政治情勢ができた時に、その余勢をかって同三十年代初めから各宗一斉に布教所を開設し、キリスト教布教方法を模倣しての宗教活動にはいるまでは、因難と艱難辛苦の連続であったことと偲ばれる。そして日清戦後の布教もまた、結果的には主として大量に流入した日本人を追ってのものとしかなり得なかつたところに布教権問題の重要性が潜んでいるところである。日中関係においては、日鮮関係において朝鮮を併合し、皇民化を強要しつつ仏教をも注入していったのはまた事情が少し異なることを見なければならぬであろう。

おわりに

以上、明治前半期について中国布教の経過とその事情を督見してきたが、昭和十二年七月の蘆溝橋事件に端を発する日中戦争の最中の同十三年八月一日付で、文部省宗教学局長から各宗教宗派教団に出された通牒に、

支那布教に関する基本方針

目的

一、布教師をして住民の宣撫に当らしめ対支文化工作に寄与せしむること

方法

一、布教師をして善良なる住民を信徒に扱はしめ軍の了解の下に、特別の保護を与へ地方治安維持、労役、宣撫等に之を利用すること

二、相当大規模の日本語学校又は医療施設等を為すこと

三、凡ゆる機会を通じて日本の実力、日本の支那に対する意図、支那事變の由来、支那の今後進むべき道、西洋各国の自由主義的帝国主義、日本文化東洋文化の本質等を充分に理解せしむこと

四、成るべく各教宗派教団協同して大規模の事業を計画すること

五、現地的情況に鑑み当分の間は宗教の宣布は之を従とすること

手続

一、布教師をして渡支せしめんとするときは別紙様式に依る申請書を文部省に提出し、宗教局長の推薦状の下附を受け、布教師は現地に至り先づ右推薦状を軍特務部に提示して一切の指揮を仰ぐこと

二、教会所の開設、事業の開始等は軍特務部の許可を受くること

とあつたことを想い起さねばならない。布教が完全に軍の指揮下にはいり、日本国家の帝国主義支配拡大にまさに奉仕する役割りを担った段階を示しているが、このようにしてゆきついたところが昭和二十年の太平洋戦争敗戦であつたことはいうまでもない。いまここにいえることは、そうした侵略的性格が明治初期～前半期段階の中国布教においてすでに認められることを知らねばならないということである。日清戦争勝利後にはじまる明治三十年代初期以降の中国布教、およびそれに続く満州布教において指摘されてきたことが、明治前半期にまで遡って指摘でき、それは維新当初からの近代日本の国家と仏教との性格に起因することが理解されるであらう。

明治九年からヨーロッパへ留学し、同十二年にはイギリスのオックスフォードにおいてマックス・ミュラーに師事し仏教を学んだ東本願寺留学僧南条文雄が、同地で知己となった清朝政府公使館員楊文会（楊仁山）と深い親交を結び、楊文会が中国帰国後に金陵刻經処を開いて数多くの仏典を刊行した際に手助けをしたことは日中仏教交流の大きな成果として語ることができる。その他、第二章にみられる芝峰・高観如のような多くの日本仏教に縁故を結び理解者となった中国の人々が居たことも事実である。しかしながら、昭和六年勃発の満州事変から日中戦争に至る間、中国仏教界の指導者であった大虚法師をしてなされた、再三にわたる軍国主義追隨の中国布教への抗議を聞くべきであらう。そして、日中戦争時の東本願寺布教師による記録^④の中の、中国のある高名で徳名ある僧の語った言葉としての、

お国のお坊さん方が、万里の波を越えて、この支那大陸に渡り、何をなさろうとするのですか。漢民族の大部分は、現在の日本人が仏教を尊んでいる程度では、日本人の人物に墮ちませんよ。漢民族のわたくしどもに仏教を説く前に日の丸と銃剣の威光を背景に、この大陸に流れ込んできて、我欲一点張りにわれわれをさいなもうとしてゐる日本人をまず御教化下さい。……

の言葉に注目せねばならない。いわゆる開教にあたるはずの中国人への布教はなし得ず、在留邦人の教化を中心としたのが実際ではあったが、それすら布教内容において誤っていたということである。仏教が救済を説き、その救済が時代に対応して変容することは充分認め得るが、その救済が大乘仏教の精神に立っていないくらいに変容したとあつては、それはやはり批判されなければならない。

註

- ① 『配紙』二七葉。
- ② 『小栗栖香頂略伝』三八ページ。
- ③ 『同』二七ページ。
- ④ 『明治以降宗教制度百年史』五二ページ。
- ⑤ 徳重浅吉「明治初年に於ける東西本願寺の立場と護法の為めの動き」、『大谷学報』第一四卷第二・三号所収。のちに著書『維新政治宗教史研究』収載。
- ⑥ 三宅守常「明治初年にみる仏教と神道の関係」、『日本仏教学会年報』第五二号所収。
- ⑦ 阪本是丸「日本型政教関係の形式過程」(井上順孝・阪本是丸編著『日本型政教関係の誕生』四一ページ)。
同右、三四ページ。
- ⑧ 柏原祐泉「明治期真宗の海外伝道」(橋本博士退官記念仏教研究論集刊行会編『仏教研究論集』所収)。
- ⑨ 佐藤三郎「日清戦争以前における日中兩國の相互国情偵察について」(『近代日中交渉史の研究』一三六ページ)。
注⑤に同じ。
- ⑩ 『明治以降宗教制度百年史』四九ページ。
- ⑪ 『小栗栖香頂略伝』一九ページ。
- ⑫ 『獄是帳』
- ⑬ 田村貞雄『日本史をみなおす』一七二ページ(『征韓論の系譜』)。
- ⑭ 三鬼清一郎「関白外交体制の特質をめぐって」(田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』八一ページ)。
- ⑮ 小栗栖香頂『真言宗大意』(『明治仏教思想資料集成』第五卷所収。一八三ページ)。
- ⑯ 同右、同ページ。
- ⑰ 大谷大学図書館に、明治九年二月一六日刊記をもつ『真宗教旨』一冊を所蔵する。本章一六ページに記す八月二〇日に上海別院で参詣者に配布されたものと同内容かと思われる。なお、第二章の註④を参照されたい。
- ⑱ 『東本願寺上海開教六十年史』資料編二七五ページ)。

- ⑴ 『同』七ページ。
- ⑵ 朝鮮布教については、美藤遼「真宗の朝鮮布教」（信楽峻磨編『近代真宗教団史研究』所収）を参照されたい。
- ⑶ 『配紙』四三九葉。
- ⑷ 渡航以後の経緯については『東本願寺上海開教六十年史』参照。
- ⑸ 『東本願寺上海開教六十年史』資料編二四七ページ。
- ⑹ 同右。
- ⑺ 同右。
- ⑻ 『配紙』五〇七葉。
- ⑼ 『東本願寺上海開教六十年史』一四一―一五ページ。
- ⑽ 『同』資料編二五〇ページ。
- ⑾ 『同』一二ページ。
- ⑿ 『同』二六ページ。
- ⑿ 『同』五ページ。
- ⑿ 『同』資料編二五七ページ。
- ⑿ 『配紙』六九〇葉。
- ⑿ 『東本願寺上海開教六十年史』三九ページ。
- ⑿ 『同』四〇ページ。
- ⑿ 『配紙』一六一五葉。
- ⑿ 『同』一二六三葉。
- ⑿ 宋戸璣は教部省設置の明治五年に教部大輔に任ぜられ、同十年までその職にあったのち、同二二年に中国（清）在勤の特命全権公使となった人物である。
- ⑿ 佐藤三郎「中国における日本仏教の布教権をめぐる」（『近代日中交渉史の研究』一三二―一三三ページ―一三三―一三三ページ）。
- ⑿ 『配紙』一七〇六葉。

- ④3 『本山報告』第五号。
- ④4 『同』第六号。
- ④5 『同』第三号。
- ④6 「明治百年記念特集 開教・学事関係座談会」（『真宗』昭和四三年新年号所収。一二二ページ）。
- ④7 布教権問題を軸として中国布教を考察した労作として、佐藤三郎「中国における日本仏教の布教権をめぐる」（『近代日中交渉史の研究』所収）が挙げられる。
- ④8 南条文雄『懐旧録』（東洋文庫三五九）一三九～一四〇ページ。
- ④9 網田義雄「中国開教(1)」（『真宗』昭和四三年五月号所収。四三ページ）。

第二章 史料蒐集過程からの一・二の報告

明治後半期以後の東本願寺中国布教について、中国側の受けとめ方や歴史的背景をみることを目的とする研究に際して、まずその基礎となる手がかりを得べく、布教状況を報告する東本願寺関係史料の蒐集から手がけた。また中国において出版された日本仏教関係刊行物の検索蒐集も試みた。

ここではその過程で得られた一・二の知見を報告し、山積する課題のうちの若干について指摘しておきたい。また中国布教の拠点となった東本願寺上海別院の跡地確認と現況についても触れることとする。

一 『清國俘虜説教』について

小栗栖香頂は明治初期における東本願寺中国布教の中心的存在であり、その活動については第一章に述べるところである。ところで『東本願寺上海開教六十年史』にはその小栗栖香頂の事績として、明治二十八年に東京の浅草本願寺で「清國俘虜」に対して北京語で説教を行なったことをあげ、「北京語説教『清國俘虜説教』十一回の草案も現存しているから、凡その内容を推知する事が出来る」と述べて、小栗栖香頂の写真と彼の明治六年（一八七三）北京留学時のノート『幼學須知假名附』の表紙の写真とともに、『清國俘虜説教』の表紙および内容の一部分の写真をあげている^①。この草稿は中国人を対象とした説教がいかなるものであったのかを知る貴重な資料となり得るが、現在何處にあるのか確認するに至っていない。しかし幸いにも刊本となった『清國俘虜説教』の存在を知ったので、これについて紹介しておきたい。

本書を見出したのは北京図書館においてである。蔵書カードに

真宗十講（清國俘虜説教）

（日）小栗栖香頂口講

小栗栖龍藏筆記

一九三六年（民國二五年）

（仏学書局）八八P 有図版

附真宗教旨

と記されていたので早速閲覧した。

本書を手にしてまず気付いたのは、表紙の題目が印刷ではなく手書きされていることである。その表題は横書きで

真宗十講（清國俘虜説教）

（日）小栗栖香頂

仏学書局？

と書かれている。尚、発行を仏学書局としながら、その後「？」を付して疑問のあることを示唆している。このように表紙には主題ではないにしろ「清國俘虜説教」の名がみられるが、本文巻頭には

白真宗十講
話

日本小栗栖香頂 口講

男 龍藏（マモ） 筆記

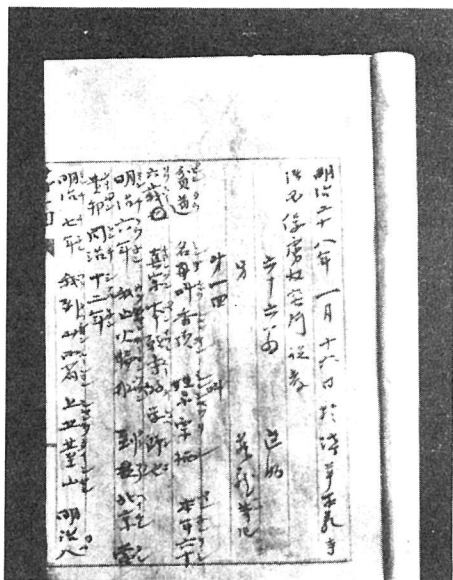
中國釋 芝 峯 校閲

と記されるだけで「清國俘虜説教」の文字はみられない。しかしこの書が『東本願寺上海開教六十年史』に紹介されている『清國俘虜説教』の刊本であることは

「真宗十講」一書、爲日本浄土真宗東本願寺小栗栖香頂上人口講、聽者爲中日甲午大連一役被俘囚於淺草東本願寺別院之清兵共一百七十九人、筆記者爲香頂上人之子龍藏

とみえる序文での紹介、そして巻頭に附された著者手蹟とする二葉の写真によって知ることができる。第一葉（図版①）は草案の第一ページであり

明治二十八年一月十六日於淺草本願寺



図版① 北京図書館蔵『真宗十講』巻頭掲載写真

講名俘虜收容所説教

六十六才 蓮船

男 藏龍筆記

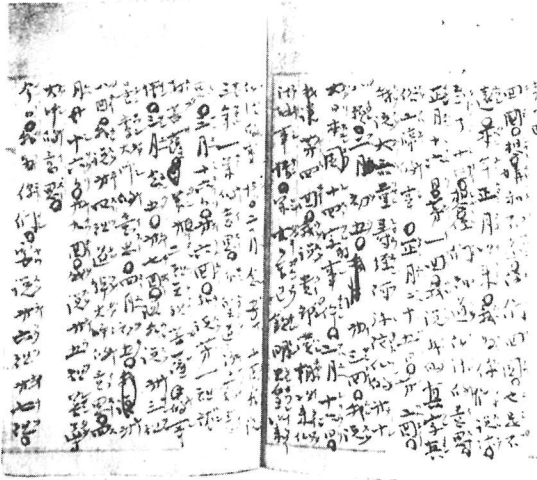
と記されている。このことから明治二十八年一月十六日、浅草本願寺において行なわれた説教の稿本で、小栗栖香頂の子藏龍が筆記したものであることがわかる。蓮船は小栗栖香頂の号である。また第二葉(図版②)も同じく稿本のページの見開きであるが、これが『東本願寺上海開教六十年史』に掲載されているもの(図版③)と同一ページで確認されるのである。またその様相を比較すると、単に同一稿本というだけでなくその開き方・影の状態などから写真自体が同じものではないかとも思える。

さて本書の構成は、まず最初に今紹介した写真二葉、続いて目録、そして芝峯の手になる十六ページに及ぶ序文があり、次いで本文に入る。本文八十八ページ。その後に「観如謹識」とみえる約一ページの跋がある。そして最後に附として「豊後 小栗栖香頂編輯、加賀 石川舜台校閲」とする「真宗教旨」が載せられている。

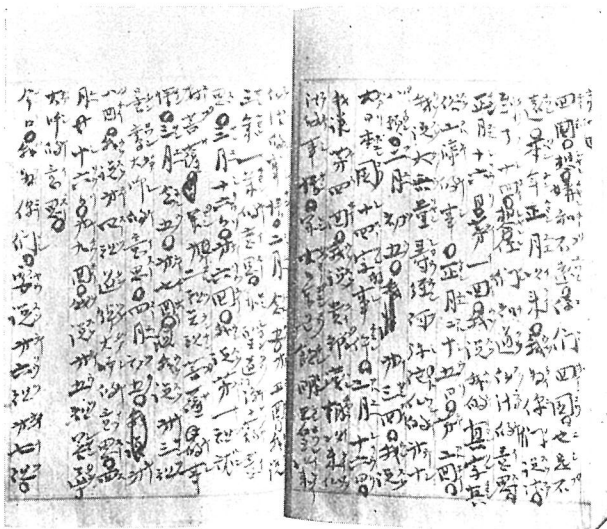
では序文および跋文によって出版の経緯をみてみよう。序文はその最後に

民國二十五年彌陀誕日、寫於四明南湖之起信閣 芝峯

著者手蹟之二



図版② 北京図書館蔵『真宗十講』巻頭掲載写真



図版③ 『東本願寺上海開教六十年史』10ページ掲載写真

と記されるように民國二十五年（一九三六）に著わされたものであり、跋文は

辛巳仲冬 觀如謹識

とあるから辛巳の年、つまり民國三十年（一九四一）に記されたものである。ちなみに民國三十年（一九四一）の跋文を含めて印刷出版されているのであるから、出版年次は民國三十年或いはそれを少し下る年になるはずである。前記北京函書館のカードに民國二十五年（一九三六）と記されているが、これは序の著された年であり出版年ではない。誤まってそれによったのであろう。

芝峯の序には

老友靜宣上人、將本書交給我校閱、謀出版、略改正抄寫的錯誤和有些生硬句子外、餘者一仍其舊、以保其真樸
附刊「眞宗教旨」一章、亦爲香頂上人所著、雖極簡略、但已可見眞宗要義、有互相參閱的必要、故附刊於此
とあり、また跋にも

右爲近代東海名徳蓮舶大師所述眞宗說教十篇、由靜宣上人付託芝峯法師加以校訂、定命「眞宗十講」、經佛學出版流通

とみえていて、靜宣上人が芝峯に校訂を依頼し出版を謀ったもので、芝峯によって多少の語句の訂正や表現の適正化がなされた以外はほぼ草案の通り出版されていることがわかる。また附刊の「眞宗教旨」については、同じく小栗栖香頂の著作であつて、簡略であるが眞宗の要義を知ることができ、参考にすべき書であるから附刊したとしている。^③

ここにみえる「靜宣上人」とは藤井靜宣のことである。藤井靜宣は号を草宣といい、^④『東本願寺上海開教六十年史』の執筆者のひとりに名を連ねている。そして、芝峯が日本仏教研究者であつたこと、^⑤また「觀如」は仏教学者高觀如^⑥

とみられることから、少なくとも有識者層では中日両国の仏教者の交流があり、東本願寺の中国での活動に中国人仏教者が加わっていたことをうかがわせるのである。また『清國俘虜説教』の草稿を紹介した『東本願寺上海開教六十年史』が昭和十二年（民國二十六年・一九三七）八月の出版であり、その前年（民國二十五年・一九三六）に芝峯が序を識していること、さらに掲載されている写真が同一のものともみられることから、この『真宗十講（清國俘虜説教）』の出版は、『東本願寺上海開教六十年史』の編纂・出版事業と深いかかわりを持っているのではないかと思われる。それがどのような関係であったのか今後さらに究明を要する問題である。

最後に十講の表題を示しておく。

第一講 真宗眞俗二諦

第二講 大無量壽經四十八願中第十八願

第三講 日本佛教的十四宗

第四講 中國佛教與日本佛教傳來的概要

第五講 三乘與一乘及聖道門與淨土門

第六講 淨土宗初祖龍樹菩薩二祖天親菩薩

第七講 三祖曇鸞大師

第八講 四祖道綽大師

第九講 五祖善導大師

第十講 六祖源信大師七祖源空大師及眞宗第一世始祖見眞大師及至二十二世現如上人

以上紹介してきたように『清國俘虜説教』は、その名を『白眞宗十講』として、民國三十年（一九四一）頃に中国において出版されたのである。その印刷部数はわからないがある程度流布したにちがいない。或いは日本に入っているとも考えられ、なお調査を要するところである。また『清國俘虜説教』に限らず、中国における布教活動或いは仏教研究にあたっては多くの出版事業がなされたことであろう。それらを収集し分析することも、東本願寺の中国における活動と中国側の対応を知るのに不可欠なことであり、今後の課題とせねばならない。

二 能浄院書簡にみえる福建の情況

日本が日清戦争の勝利によって中国に多くの利権を得、その勢力を拡大してゆくのに乗じて、東本願寺は中国への布教活動をさらに強化していった。^⑦ 能浄院蓮枝の南中国（福建）および台湾への布教もそのひとつである。この時、能浄院から当時の参務石川舜台にあてた書簡には、福建地方における東本願寺の布教活動やそれに対する中国側の様子が述べられており、その受けとめ方や布教する側の態度を知る貴重な手がかりとなる。そこでこの書簡を紹介し当時の福建地方の情況をみておきたい。

書簡^⑧は明治三十一年十一月に発せられたもので、まず旅程を述べた後、「拙僧が見聞せし事、并に将来布教致すべき方針等の愚考を御報知申候」として福建各地の事情を報告している。その中で廈門・漳州・泉州について次のように述べている。

御承知の如く当地（廈門）は当年八月より、加藤廣海渡航致し開教に着手し、現今にては、名義のみの門徒にて

も既に九百戸も有之。尚漸次増加の勢にて、中々盛に御座候。尚私も厦門滞在中三四日を費し障州の方も觀察に至り候が、当地などは未だ開教せざるに既に三十戸余の門徒あり。尚其途中なる石碼と申す所の如きも十戸余の門徒有之。日々の如く一日も早く開教して布教師を派遣致し呉れと云督促状を送り来ると云有様にて、実に非常に都合宜しく、尚泉州も同様の次第にて、実は拙僧も近々四五ヶ月間にして如此都合宜く、如何にして進歩致したるかを疑ふたる位に有之候。然るに能々当地の事情を考えれば、決して加藤が豪雄なるにも非ず、全く他に原因有之にて、其因を知れば果は決して不思議なるに御座なく候。儲其重なる原因と申すは、第一には当地が台湾と非常に密接なる關係あると、第二には当地方が非常に商業盛にて隨て輸出品多きより商業上の關係あると、之れが其大原因に有之候。然れば例ひ当地に於きて現今既に九百戸以上の門徒ありたりと、決して真宗の教理を有り難く思ふて門徒に成りし者、即真宗の信者と申す者は未だ一人もあらずと云も過言に非ずと存じ候。又此短日月に於きて、言語も充分に通ぜざる布教師一人が假令如何に英雄の教師と雖、真実の信者を得ると云ことはとても出来得べき事情には御座なく候故其門徒の然らざるも、実に当然なる次第と存じ候。先其第一原因と申せば、当地は御承知の如く台湾と密接の關係ある故、宗教の力を利用して日本政府より嫌疑等を受けたる場合に其保護を得んこと、并に福州等と同様に支那政府の圧制に対し、外教同様に相当なる保護を得んこと、第二には当地にては輸出業盛故、名義のみを新日本人即台湾人と成りて以て支那政府の釐金税を免れんと欲するに付き、日本宗教の力を藉りて帰化の手續を委頼せんと欲すること、先重なる原因は此二ヶ条と考へられ候。其中重に厦門人の希望は第一に属し、障州泉州等の人民の希望は第二に属する様愚考仕り候。

この報告から、厦門および漳州・泉州では布教開始時より門徒数の増加をみたが、それは東本願寺の教義を理解し

てのものではなく、ただ形の上だけのものが大半であったこと、そしてその理由が厦門においては日本政府から嫌疑を受けた場合、或いは清朝政府の圧制に対し、宗教の力によって保護されようとするものであり、また漳州・泉州においては日本の領有となった台湾を利用して、名義のみ日本人となつて清朝政府の徴税からのがれるために日本仏教の力を借りて優遇されることを目的としたものであったことが知られる。ここに東本願寺の中国布教にともない、地域的特性による中国民衆の対応の一例をみることできよう。つまり、ここに指摘される如く中国側民衆が日本仏教に期待したのは決して教義の布教ではなく、そのもつ特権による保護なのである。外国宗教のもつ特権、いわゆる布教権は中国においてはキリスト教がすでにこれを得ていた。それは、最初は中国に滞在する外国人自身の宗教生活のために中国が認めたものであったが、キリスト教列国の中国進出を背景に、天津条約・北京条約などでその内容が拡大強化され、外国人だけでなく中国人信徒の活動に対しても清朝政府は干渉できなくなつた。南京条約によつて開港された厦門等では、早くから信仰とは別にその特権による保護を得るために信者となつた中国人も少なくなかつたようである。すでに外国宗教の利権が民衆の間に十分知られていたことがわかる。そのような情況の中に新たな勢力として日本が進出していったのであるから、日本仏教に対し布教権によつて「外教（キリスト教）同様に相当なる保護を得んこと」を望むのも当然のなりゆきである。そこで本来の教義布教とは関係なく、別にこれら民衆の外国宗教に対する意識を考慮した対応が必要とされた。これについて書簡は

其第一の方は充分日本領事に交渉致し、無論罪人を保護致すなど申すことは絶対出来ざる事に候得共、若し真実無罪なる者を一時の嫌疑を以つて支那政府が縛すると云場合等には、充分責任を当方に負ひて其の人間を借り、又或は其者の為め弁解等の事を致すは、本国領事に交渉致し領事の信任を得てやる時には容易なる事業と存じ候。

唯夫れに付きて注意の必要なるは、やり始めに有之候。始めにやりそこなふ時は上下共に信用を失ひ、以後に對して非常に不得策故、最初が第一大切に有之候。

とし、さらに

將來此事を支那全般に通じて此特權を行はんと欲せば行々外務省に交渉致し、外務省の許可を得るにあらざれば唯領事のみにては不都合と存じ候。若し領事にして宗教の考ある人なれば宜しく候得共、然らざれば到底実行出來ず、假令考ある人にては転任等有之時は實に不都合にて、若し領事に依りて時々保護の有無が變更致す様にててもとても一般人民の信用を得ると云事出來不申候間、永久一般に通じて行はんと欲せば、少くも外務省の許可を得ること必要と存候。又外教は此特權を以て支那布教最大の利劍と致居様に有之候。次に第二の名義のみ新日本人と成ると云事も、今日なれば随分出來ざる事にては御座なく候。それは先歸化せんと欲する者清国より台湾へ渡航致し台湾に二三月間滞在を致し、其中に自分の戸籍を台湾の内に置き而して清国へ渡航すと云。

と述べている。すなわち、第一点の外国宗教という立場を利用した民衆の保護の件については、領事の信任を得ていれば容易なこととし、また第二点の名義のみ日本に歸化する件もその方法を示して可能であるとしている。しかしながら前者に関しては、「此特權」を中国全域に恒久的に行なうには、必ず外交当局である外務省の許可を得べきことを力説している。これは外国宗教としての特權は一宗教教団が当該地の領事の許可を得たとしても安易に実行すべきものではないと戒め、日中兩國間の外交上の問題として取り扱われ、權利として確立された後に行なうべきものであることを提言しているものといえよう。また「外教は此特權を以て支那布教最大の利劍と致居様に有之候」と述べて、キリスト教に對抗するために欠くことの出来ないものであることを指摘している。ここに國家の外交政策と教団の布

教活動との間に密接な係わりがあることを見出せるのである。そしてそれは、書簡に続いてみえる

左右此事が出来得ることに相成れば、福建全省は悉皆日本の植民地の如く相成、実際に全省の人心を得ることが出来候と思考致候。

という一句によって確認されるのである。結極日本には布教権が認められなかった。しかしそれにもかかわらず外務当局が、既締結の条約上それと同等の権利を有するという立場から布教活動を容認したため、清朝政府やすでに布教権を得て活動していたキリスト教から非難されてその対立は激化し、遂には布教活動を中絶しなければならなくなる^⑧。このように福建地方での布教活動には、民衆の外国宗教と功利的に結合しようとする意識が深くかわるとともに、国家の外交政策に従がってそのような人心を掌握し勢力を拡大しようとする教団の方途、キリスト教との抗争、さらには権益を主張する清朝政府との外交上の対立など様々な問題が含まれている。したがって東本願寺の中国布教を考える場合、その教理的事情もさることながら、国家外交政策上の問題として究明してゆく必要性を痛感するのである。

三 上海別院跡地の確認と現況

東本願寺上海別院は明治九年（光緒二年・一八七六）八月十二日、英国租界内北京路四百九十九番地に開設され、明治十六年（光緒九年・一八八三）武昌路三八〇号に本堂・庫裡を建築し移転した^⑨。その創立については第一章に述べるところであるので、ここではその所在地や建物について現況をもあわせてみておく。上海別院の位置を示す地図は『東本願寺上海教六十年史』五三ページにみえている（後掲図版④）。それをもとに大正六年（一九一七）製版、

昭和七年（一九三二）部分修正の「上海市街図」（『近代中国都市地図集成』地図資料編纂会一九八六）（図版⑤）をみると、開設当時の位置は河南路と北京路の交差点の西南角にあたり、また明治十六年以後の所在地に相当する地点に、はつきり「東本願寺」と記されている。これをさらに現在の地図（『上海市市区図』上海市新華書店一九八二）（図版⑥）に比定すると、開設時の位置は河南中路と北京東路の交差点の西南角、そして明治十六年以後の位置は乍浦路四二九号のところに相当することが確認される。

一方、別院の建物の変遷については、『東本願寺上海開教六十年史』に掲載されている二葉の写真とその説明文によって知ることができる（ただし明治十六年以後のもののみであり、それ以前のもの不明）。一葉は竣工（明治四十一年）時の様子を示す巻頭のもの（図版⑦）、もう一葉は二四一ページに『東本願寺上海開教六十年史』編纂時、すなわち昭和十二年（一九三七）頃の現況としてのもの（図版⑧）である。両者の説明を総合すると、右側の教会様式の建物が本堂、中央の三階建の建物が庫裡で、ともに明治四十一年（一九〇八）に建築されたものであり、左端が明治三十一年（一八九八）に建築された建物で、明治四十一年に新しい本堂が建立されるまで階上を本堂、階下を開導学校教室として使用され、昭和十二年頃には階上は集会所、階下は幼稚園となっていたようである。またこの二葉の写真を比較すると、塀の高さや形に変化がみられるのに気付く。初期の写真ではレンガ作りの土台の上に鉄柵という形であったが、昭和十二年頃の写真では鉄柵が取り除かれ、身の丈をはるかに越える高い塀になっており、みるからに閉鎖的な様相である。他の建物には外見上は大きな変化はみられず、特にこの塀だけが建築後三十余年の間に改修されたようである。

ところで先年筆者は、地図によって確認した別院跡地乍浦路四二九号を訪ねた。勿論現在は宗教活動など行なわれ

ていないが、そこにはまさに『東本願寺上海開教六十年史』掲載の二葉の写真にみられる景観がほぼそのまま認められた(図版⑨)。もとの本堂は住居として改築され、入口の軒屋根が失なわれてベランダとなり窓も新たに作られ、入口向って右側に多少の増築部分が認められるが、中央および左側の建物とともに全体として創建時の形を残している。また二つの門の鉄扉はなくなり、本堂正面の門は塀となっているが二対の門柱や塀は昭和十二年当時とほとんど変っていない。地元の人に聞くと、現在は「上海虹口文化服務公司」の駐在地として住居となり、その一角は「海寧衛生站」となって医師が常駐しているとのこと。また建物の中には以前仏像・石香炉等があったが今はなくなっているという。また一九三〇年代からこの地区の郵便配達員であったという老人が、別院が活動していた当時の様子を語ってくれた。概略すると

当時日本人の寺院は東本願寺と西本願寺があり、ここは東本願寺である。ここは日本の僧侶が死亡した日本人のために施餓鬼をした所である。当時は正面に大きな鉄扉があったが今は塀となっている(写真での比較と一致する)。私はここへ書信や電報を配達する際、よく日本の僧が読経しているのを見かけた。しかし当時中国人は内に入ることを禁じられていたので内部の詳しい情況は全く知らない。

とのことである。彼が語るところは昭和十年代のことであるが、この時にはすでに中国人の境内立入を禁止し、日本人僧による在留日本人のための葬祭法事を行なうものになっていたことが知られる。第一章で述べたように、中国人に対する布教を第一の目的とし在留邦人に対する教化葬祭仏事を第二として開始された東本願寺の中国布教は、くしくも明治十六年上海別院が新たにこの地に移った頃から在留邦人に対する活動が主目的にと変っていった。中国布教の起点として設立された上海別院もその流れの中で在留邦人への宗教活動が中心となり、さらにはかつて布教の対象

として中国語による説教を行ない刷り物を配布していた中国人について、その境内立入を禁ずるに至るのである。

先に明治四十一年頃の写真と昭和十二年当時の写真を比較し、塀の高さや形に変化がみられることを指摘したが、それは上海別院の活動がしだいに中国社会と隔絶し閉鎖的になっていったことを物語るものではなからうか。

以上、上海別院の創建時、昭和十二年時、そして現況を建築物の面で比較してみたが、そこには時代をとりまく情勢の変化が様式にも表われていることがみて取れるのである。

尚、明治九年から十六年までの上海別院の跡地とされるところには最近建築されたビルがあつて往時の名残りは何もない。

註

① 『東本願寺上海開教六十年史』第一編支那開教の實行 十一十一ページ。

尚、写真には次のような説明がある。

本書は明治廿八年、東京浅草本願寺に於て小栗栖師が北京語で眞宗の説教をなした時の原稿で北京音で假名がつけてある。ここ(写真)の内容は、本年正月以来、我は僑らに説法することすでに十回である。お前らは佛教の意が分つたであろうがなという様なことを述べ、今迄の十回の目次をあげてある所である。この説教は十一回で終つてゐる。時に小栗栖は六十六才であつた。

② 刊本には「龍藏」となっているが、写真には「藏龍」と記されている。稿本は筆者自らの手によるものであるから当然「藏龍」であろう。

③ 第一章十二ページ・十六ページに示されている中国布教用冊子『眞宗教旨』のことと思われる。また北京図書館蔵『眞宗十講』附刊の「眞宗教旨」と同内容(ただし附刊「眞宗教旨」では末尾の一章(第十一号 諸式)は割愛されている)である冊子『眞宗教旨』の明治九年十二月十六日刊本と明治十四年九月刊本の二種が大谷大学図書館に所蔵されている。『眞宗十講』

附刊「真宗教旨」巻首に「豊後 小栗栖香頂編輯、加賀 石川舜台校閲」とみえるので、同様の巻首記事をもつ明治十四年九月刊の再版本を底本としているようである。

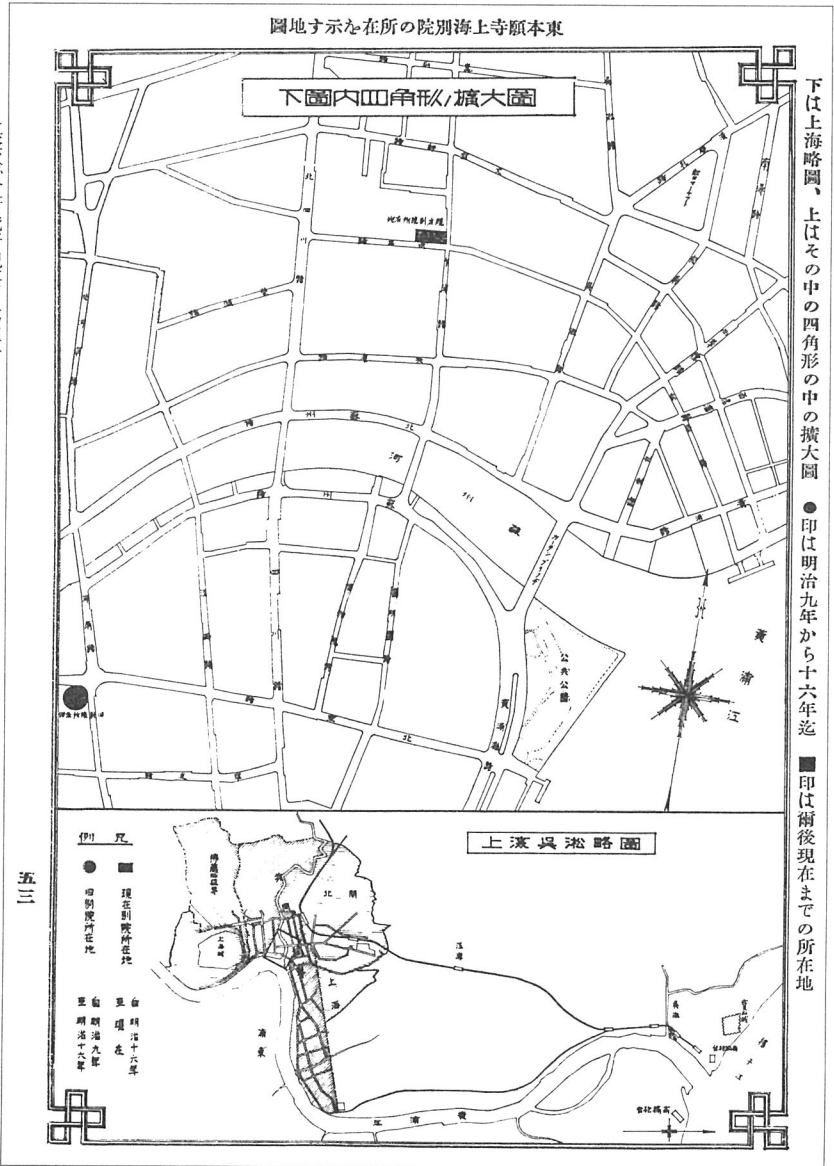
④ 南条文雄『懐旧録』(東洋文庫三五九)の「解説」(三二五ページ)参照。

⑤ 積東初『中国仏教近代史』(中華仏教文化館)下冊九〇六―九一〇ページ参照。中国仏教文化研究所(北京)より提供を得た芝峯の略歴によれば「芝峯は浙江温州樂清県の人。生卒年不詳。一九三二年、『海潮音』の編集主任となり、兼ねて武昌仏学院教師となる。一九三六年、閩南仏学院院長となる。『現実』を編集する。一九四三年、『普慧大藏経』編纂に参加。一九四九年、杭州鳳嶺学校校長となる。著作に『現代僧伽的職志』などがあり、翻訳書として井上玄真著『唯識三十論講話』などがある。」とのこと。また『日華仏教研究会会報』第一年(昭和十一年八月)掲載『中華民國佛教学論文要目』に、芝峯の論文として『歸依三寶論』(『人海燈』二卷十九期)があげられており(筆者未見)、『海外仏教事情』三卷九号(昭和十一年十月)の「ニュース」欄では、中国学僧会準備会の一員であったこと、同じく『海外仏教事情』四卷五号(昭和十二年六月)の「海外ニュース」欄では、「浙江省寧波延慶寺の芝峯法師は大の日本仏教研究者で、幾多の日本文仏教論を華譯されてゐる。只今常盤大定博士の『佛書の研究』を翻譯中であるが、又近く井上玄真氏著の『唯識三十論講話』を上海の仏教書局より出版する由。」と紹介している。よって芝峯が仏教研究者で特に日本仏教に通じていたことが知られる。なお、ここにいる「佛書の研究」は「佛性の研究」の誤りである。

⑥ 中国仏教文化研究所(北京)より提供を得た高観如の略歴によれば「高観如(一九〇六―一九七九)は江西安義の人。一九二八年、日本に留学、大谷大学に学ぶ。一九三〇年帰国し、仏教学関係書籍の編纂に従事するとともに、仏教の歴史・教義・文化・目錄学など多方面にわたって研究を進める。また『实用仏学辞典』の編纂にも参加。一九四九年以後、三時学会編輯室副主任・中国仏教百科全書編纂委員会編輯室主任等を歴任。中国仏教協合理事・中国宗教学学会理事。著作には『大乘仏学概述』・『中国仏教文学与美術』・『法華経述要』などがあり、翻訳書として高楠順次郎・木村泰賢共著『印度哲学宗教史』などがある。」とのこと。また釋東初『中国仏教近代史』(中華仏教文化館)下冊七二〇―七二二ページには彼の編著『仏学講義』が紹介されている。その他に『真宗十講(清國俘虜説教)』の出版とはほぼ同時期の民國二十七年(一九三八)に上海仏学書局より高観如著として『仏乘宗要』が出版されている。また高観如の論著として『唐代以前儒仏両家之關係』(『微妙聲』一期)『唐代儒家与仏学』(同 三期)『李習之与仏学——唐代儒家与仏学之二』(同 四期)がある。

- ⑦ 木場明志「明治期対外戦争における仏教の役割」(『論集日本仏教史』第八卷所収 雄山閣 昭和六十二年)
- ⑧ 『宗報』第四号(明治三十二年一月十五日発行)「海外教報」欄。
- ⑨ 佐藤三郎「中国における日本仏教の布教権をめぐる」(『近代日中交渉史の研究』 吉川弘文館 昭和五十九年三月)
- ⑩ 『東本願寺上海開教六十年史』七七ページ参照。
- ⑪ 『東本願寺上海開教六十年史』八ページ参照。
- 尚、開設当時の所在についてはいくつかの説があり多少問題を残している。(『東本願寺上海開教六十年史』資料編第一編第五号資料)
- ⑫ 『東本願寺上海開教六十年史』五三ページ参照。

〔執筆は、序及び第一章を木場、第二章を桂華が担当した。〕

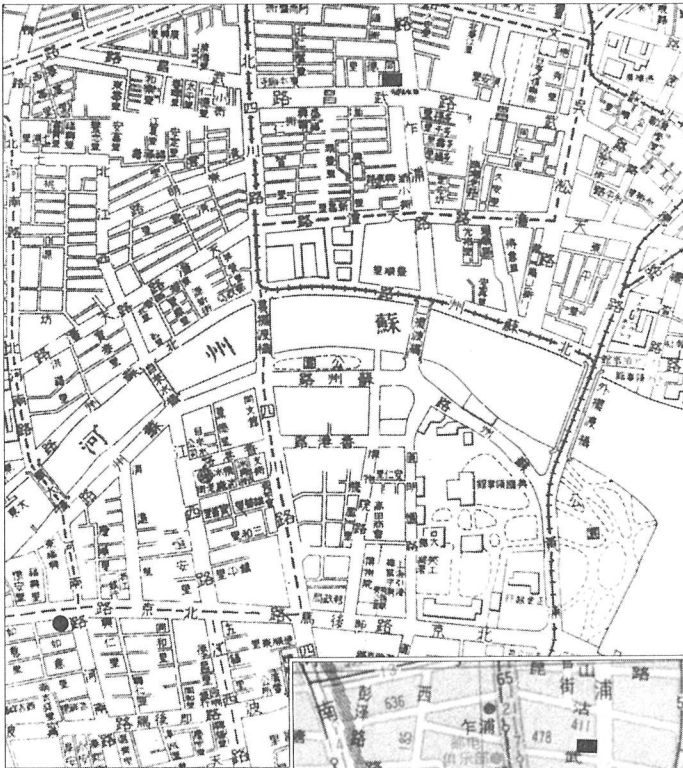


図版④ 『東本願寺上海開教六十年史』 53ページ所載地図

図版⑤ 「上海市街図」(部分)『近代中国都市地図集成』より

●印 明治9年から16年までの上海別院所在地

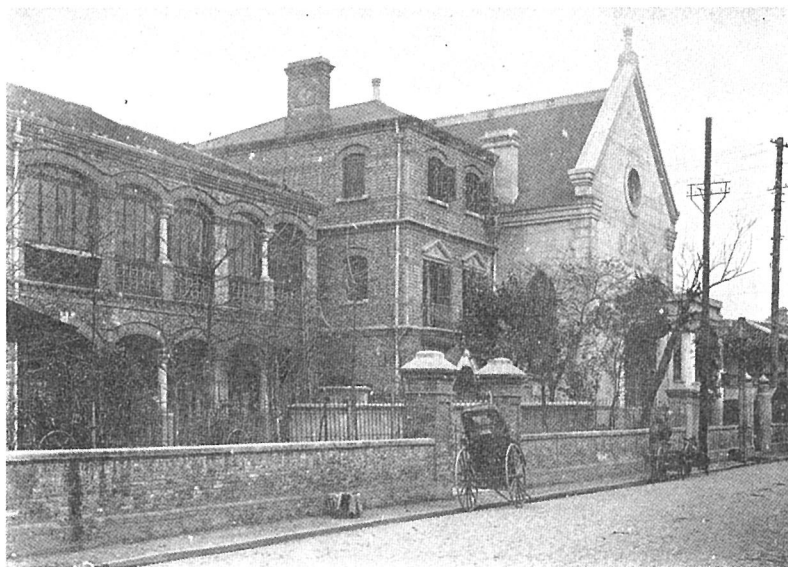
■印 明治16以後上海別院所在地



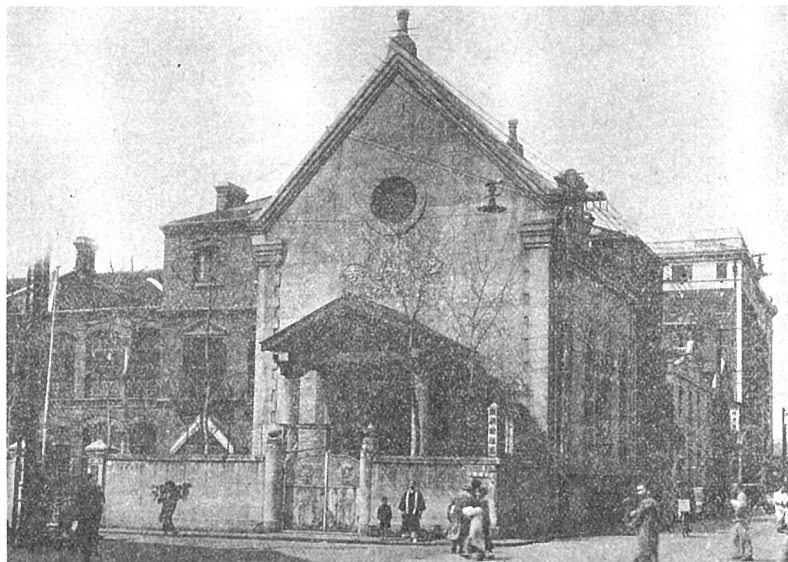
図版⑥ 『上海市市区図』

●印 明治9年から16年までの上海別院所在地

■印 明治16以後上海別院所在地



図版⑦ 『東本願寺上海開教六十年史』 巻頭グラビア所載 (明治41年頃の景観)



図版⑧ 『東本願寺上海開教六十年史』 241ページ所載 (昭和12年頃の景観)



図版⑨ 現況（昭和61年現在の景観）